

(第一類 第七号)

第二十四回国会衆議院社会労働委

昭和三十一年三月六日（火曜日）

午前十一時十九分開讀

出席委員
委員長 佐々木秀世君

理事大坪 保雄君 理事中川 德恩君
理事野澤 清人君 理事滝井 義高君
直村

委員高岡大輔君辞任につき、その補欠として大橋武夫君が議長の指名で委員に選任された。

○岡本委員 それでは今度新たに設けられた年間三千件余りでござりますが、そしてその三千件の審査官の決定にさらに不服がありまして審査会に持ち込まれた件数が、一年間に全国で約三百件でございます。

安定局がその監督的機能を持つておるのでございますが、官房総務課は特にそういう機能を持ちませんで、総合調整的な事務を扱うものでございますので、官房総務課においてこの事務を処理するのが適當ではなかろうか、かよ

るだけ異議の申し立てを却下していくことになると、いよいよ意図が生まれてくるようなることがあつてはならない。そういう公正なものにしなければならないという点において、保険者が選んでいたところの委員によって審査が行われ

○佐々木委員長 これより会議を開き
ます。

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出第四八号)

○村上(茂)政府委員 新たに設置され
ます労働保険審査会の庶務を扱う機構
といったしましては、労働省の大臣官房
総務課において庶務を扱うということ
にいたしております。

での三者構成の地方の審査会といふものがなくなつて、今度は、総理大臣といふことになつておりますが、实际上は労働大臣が任命されると思いますが、その労働大臣がきめたところの三

○倉石国務大臣 御指摘の点は私どもも立案に当たりまして慎重に検討いたしましたところでございますが、御承知のように、原案によりますと、委員の任命は国会の同意を得ていたします。

出席國務大臣	出席政府委員	勞働大臣	倉石	忠雄君
	勞働政務次官	武藤	常介君	
	官房經濟課長	村上	茂利君	
勞働基準監督官	(大臣)	富樫	總一君	
勞働基準局長	(大臣)	江下		
農業事務官	孝君			
農業安定局長				

○日本委員 今度のこの法律の一番大きな点は地方の労働者災害補償審査会との二つのもと労働者災害保険審査会、この二つのものではなくして、中央の労働保険審査会一本にしてくれというような内容であります。それについて從来各都道府県にあつた労災の補償審査会あるいは労災の保険審査会がどれくらいの程度の数の審査を取扱つておられたか、まことに

○岡本委員　それではこの労働保険審査会が独自の機構を持ち、独自の働きをもつて審査をやっていくという方針はとらないのですか。

人の委員によってその処理が行われる、こういうことになって参りますと――なるほど労災補償審査会の方はこれは使用主と従業員とですから、だから政府は第三者の立場でやるということが言えますが、労働保険審査会になつて参りますと、これは政府が保険者なのです。この保険者であるところによつて裁定が行われるといふことを、の政府が任命したところの三人の委員

それからまた最終決定いたします前に
それぞれ労災保険、失業保険、けい肺
ごとに各二人の関係労使代表者を委嘱
いたしましてその意見を十分に聞きま
して、その意見を尊重して最終的審
査会の決定をいたす、こういうふうに
ただいま御指摘のようなことのないよ
うに十分労使双方の意見を開く機構を
とっておるわけであります。

松永 正男君
労働基準監督官
労働基準監督官
補償課長
失業保険課長
失業保険課長
職業安定局
労働事務官
事務官

します。岡本隆一君。
○岡本委員 今度のこの法律の一番大きな点は地方の労働者災害補償審査会と労働者災害保険審査会、この二つのものなくして、中央の労働保険審査会一本にしてくれというような内容であります。それについて従来各都道府県にあつた労災の補償審査会あるいは労災の保険審査会がどれくらいの程度の数の審査を取扱つておられたか、ますますそれから伺つてみたいと思います。
○金石国務大臣 政府委員から答弁いたさせます。

○岡本委員 それではこの労働保険審査会が独自の機構を持ち、独自の働きをもつて審査をやっていくという方針はとらないのですか。

人の委員によってその処理が行われる、こういうことになつて参りますと——なるほど労災補償審査会の方はこれは使用主と従業員ですから、だから政府は第三者の立場でやるということが言えますが、労働保険審査会になつて参りますと、これは政府が保険者なのです。この保険者であるところの政府が任命したところの三人の委員によつて裁定が行われるということになりますと、公正な第三者の立場におけるところの審査というものが私は行わぬないと思想します。もしも労災保険の財政が窮屈してきたというふうな場合でありますと、できるだけ金を出さ

それからまた最終決定いたします前に
それぞれ労災保険・失業保険、けい肺
ごとに各二人の関係労使代表者を委嘱す
いたしましてその意見を十分に聞きます
して、その意見を尊重して最終的の審
査会の決定をいたす。こういうふうに
ただいま御指摘のようなことのないよ
うに十分労使双方の意見を聞く機構を
とつておるわけであります。

○岡本委員 一応はそういうふうな制
度があると、いうお言葉でありますけれ
ども、私はこの制度といふものは、そぞ
いう非難を免れるための方便がとられ
ている、こういうふうな考え方方が成立
しないこともないと思うのです。とい

三月六日

昭和二十九年度におきましては、第一

官房総務課で取り扱いするのは、本来

政府の意向をくんだところの審査が行

総理大臣が任命した三人の委員という

任期になつてゐるのです。だから、これは公務員といえどもきわめて地位の不安定な公務員なんです。こういう、うな地位の非常に不安定な公務員は、今度は自分がその任期三年がたつて委員でなくなつたならば、やはりもう一度任命してもらわなければ困るという不安があるので。それでなければ月額六万円、七万円という報酬から離れないので。しかもこれは年間二百件というような件数を揃おうとすれば、今までの実績によれば、すけれども、年間二百件くるのです。二百件といふ件数がくるといえば、これは非常に忙しい。これを満足にやつていこうと思えば非常に三人の委員が大車輪でやつていかなければ、この二百件をさばき切れないと思うのです。もしものんびりとさばいてやつていけるということになれば、全くの机上審理になつて、これは血も涙もない審理になつてしまつと思うのです。十分条理を尽した審理をやろうと思えば、この二百件の審査をやつしていくには相当の機構とそれから相当な努力とをもつてしなければ、その二百件の審理はできないと思うのです。そうすると、それに専従的に従事している、ほんに全然職業もないといふふうな委員が、今度は三年たつたらやめさせられるんだということになつてくると、やはりその地位の保全といふことを考えると私は思うのです。だから労働大臣の顔色を見ると、思つたのです。そこで、保険者の顔色ばかり見ようとするところの委員によつてさばかれるところの審査がどういふ審査になつてくるかということは、これはおのずから明らかなことだと思うのです。そこで、その難を免れる方便と

して今度あなたは、今言つていらっしゃるところの労使のそれぞれの関係者、使の代表を選んでやることを設けておるというふうにおっしゃるのです。しかししながら、これは意見を述べることができるとなつておりますが、意見を開かなければならぬということになつていません。審査会を必ず開くべき、どの審査の場合にも必ず審査会を開くという制度にはなつていないと困ります。その辺についてあなたの御意見を承わりたいのです。

場合に、その使用者と労働者の間に補償の問題をめぐって紛争が起る、それを仲裁し、うまくまとめていく、というような機関として労災保険の制度があるのか、あるいは事業に従事するところの不具になつたときに、ふうな人の将来を保障してやるという、社会保障の一環としてこの労災保険といふ制度があるのか、どういうふうに御認識になつていらっしゃるか、一つ大臣のお考えを承わりたいと思ひます。

○倉石国務大臣 御承知のように、この労働保険といふのは、経営者の無過失責任を保障でまかなら、こういふ建前でござりますから、いわゆる社会的保障といわれるものとはそむき若干違うかもしません。

○岡本委員 経営者が無過失でもつて大きな賠償を払わなければならぬ、その危険を防止するために作ったのだ、それではこれは経営者の立場に立つて、経営者の保護のために行われている法律なのですか。大臣の今のお言葉だと、そういうふうに聞えます。

○倉石国務大臣 御承知のように、經營者の負担において労働災害保険をやつておりますが、經營者の利益を保護するためにやつてあるのではないのであって、経営側の無過失責任によつて生じたる災害については、保険によって労働者を守る、こういうのが労災保険の建前であります。

○岡本委員 大臣の今のお言葉でありますと、これは明らかに社会保障の一環だと思います。つまり労働者というものは、労務に従事中の負傷その他の事故に対しては、当然完全な補償が行われて、そして後継の憂いなく安心して

て仕事ができるということを念願したい。この法律というものは作られておる私は思います。そういう建前から参りますと、先ほどの問題に戻つて参りますけれども、選ばれてくる委員の任いかんによつて、労働者が不利にならぬことがあつてはならないと思ふます。だから保険経済に左右され——いうことは、保険者が任命する、勢い保険者の意思の反映がどうでも委員に分てくるから、その委員よつて取り扱うのは、その災害を受ける者の一生涯を左右するような重大問題です。たとえば仕事の途中で足本失つてしまつた。それが業務上か業務上でないかというふうなことを裁定する場合に、それが業務上であると認定されるか、されないかといふた一つのことは、これはその人が生涯見えなくなるか、人間らしい生活ができるか、できないということをきわめることの重要な問題なんです。そういう重要な裁定をされるところの委員会といふものは、これは保険者の立場からすればならないと思うのです。そういうものを全然無視した、ほんとうに厳正立派の立場においてその裁定が出来なくなるか、人間らしい生活ができるか、できないということをきわめることの重要な問題なんです。それは政府が任命する、これは政府機関の一つであるといううなものによって裁定が行われるといふことは、非常な不合理が行われると思うのであります。それについて大臣のお考へを伺いたい。

るかもしませんが、そうではないの
でして、政府が国会の承認を得て任命
をする、こういふのでありますから、
ただいまのような御心配はなく、厳正に
公平にこれは正しい判定を下すことを
われわれは期待いたしてこういふ
制度を作ろうとしているのであります
て、現在の組織でも、御承知のように
三者の構成であつても、最終的に御不
當側の事情をよく聞いて裁判をする、
満な場合には裁判に訴えて解決をいた
しているのであります。今度の制度を保
たれるのではないか、こういふふうに
考え、なお理想的だと思つてこういふ
案を出しておられるわけであります。
○岡本委員 大臣はどうも思い違いを
しているんじやないかと思う。なるほ
ど労災補償の審査については、使用主
と労働者との間に立つて政府は第三者
的立場をとれると思う。労災保険とい
うものは、使用主が負担して保険を掛
けておつて、政府が保険者なんですが
からそういう災害の補償というものは
全部政府が支払うのです。だから政府
は第三者の立場でなくて、やはり保険
者である。その保険者が任命して、し
かもその地位はきわめて不安定である
というところに問題があるわけです。
だからそういう点で必ずしもその裁定
が公正であると言えないということな
んです。それから裁判官の場合であり
ますと、これは終身保障されており、
政府がかつてに首切れない、そういう
ふうな身分の安定があるから公正な裁
判ができる。身分の安定のないところ
に公正な裁判というものは不可能だと
いうことを私は言いたいのです。

○倉石国務大臣 そのところにどうも食い違いがあるようですが、私どもは国会の承認も求めて審査官になつていただく人は、きわめてりっぱな、社会的にもこの方ならば信頼できると思われるような方、功成り名遂げたような人をお願いするわけでありますから、いろいろけちをつけられる場合はやむを得ないかもしませんが、なるほど政府がこの任命をいたしますけれども、この審査官を任命いたしますことによつて、政府がなるべく保険金を支払わないようにするのではないだらうかという御心配のような今のお質疑と思われるのであります。私どもが政府の立場で、そういうことを今伺つて実は自分の耳を疑うようなことなんでありまして、そういうことは毛頭考えておりません。どうか一つその点は御安心を願いたいと思います。

守るという見地が非常に労災保険の立場をやはり無視することはできないのです。ところが現在の日本のこういう社会保険あるいは労災保険というものはどれもみな赤字に悩んでおる、この現状をやはり無視することはできないのです。今回健康保険法の審査が行われておりますが、健康保険法の立法の趣旨と今度出でておるこの労働保険審査官及び審査会法の立法の条文の文句まで非常によく似ているのです。こういうことはやはり一連の日本の社会保険諸立法に対する赤字対策のニーナンスといふものが一貫して流れています。しかももその一貫して流れてくれる赤字対策の中に、同時に赤字対策に藉りて非常に中央集権的な、あるいは言葉は悪いが官僚統制的なニーナンスというものが出ておることは事実です。これは条文を比較してみると一字一句違わない文句がある。健康保険法の改正の中に出でてくる文句と、労働保険審査会並びに審査官の中に出でてくる文句と同じ文句が、これは同じ法制局で作ったものだからかもしませんが、あるのです。その底流の中にそういうことがあるということはこれを隠すことのできない事実です。そだとしてますと、保険経済というものを守るために保険者と政府の意向というものがきわめて強く出てくることは確実なんですね。しかもその出てくる委員の俸給というものは七万二千円なんですね。これは内閣官房副長官、公正取引委員会の委員と労働保険審査会委員の給料というものは同じなんです。この七万二千円の給料をもらうということは、その人が確實に職が安定したことを意味するのです。そうしますと、なるほど一

年間にここに出てくるものは二百件をどうい工合に審査するかによつて、これは労働大臣なり基準監督局長というものがちゃんとその委員の状態を見て、あいつはどうも、政府の労災保険の赤字がこういう状態であるにもかかわらず、親の心子知らずといふことで、この次はやはりやられないとも限らないということはあり得る。これは岡本さんの指摘した通り、人間である限りはやはりあり得る。そういう点についてこういうりっぱな学識経験者、しかも人気の高い人を任命するというこの方法については、私たちには今段階ではこういう方法しかないだろうということは考えられるのです。ただそこは一まつの杞憂があるといふこと、それはどうしてかといふと、さいせん申しましたように、健康保険法の一連の改正とこれとあまりに似通つておるところに、まああつものにこりてなますを吹くという杞憂かもしれない。しかしこの杞憂は私ども国會議員がそういう杞憂を抱くと同じようになります。この点の解説というものを、労働者といふものはますますその杞憂を持つのです。私のところへも労働者からそういう杞憂がたくさん来ております。この点の解説といふのを政府自身が保険者である限りにおいては、やはりつきりとすべきだし、健保険なりあるいは災害保険を適用する勤労階級が納得する線を政府はここで打ち出してやらなければいけないと思うのです。そういう点をもう少し明白にしていただきなければならぬい。

二十五条との関係は大体どうなるのだといふことなんです。この二点をもう少し明白にしていただく必要がある。

○倉石国務大臣 何か誤解があるのでないかと思うのですが、健康保険法の改正案とこれと文句が似ているという御指摘がありましたが、文句そのものは私は覚えておりませんけれども、労災保険の方は御承知のように使用者側一辺倒の負担でありまして、現在の労災保険会計は御承知のように黒字で、いか、非常にゆとりがありまして、もし不足を生ずる場合には、税率を引き上げて使用者の負担を増やすだけでありまして、国庫がこれに対してもうこうするという必要がないことがこの法の建前でございまから、御了解がいくところだと思ひます。

それからまた失業保険の方でも同様に、御承知のようにこれは潤沢なる資金を持っております。健康保険の赤字対策の問題は私どもは所管外でござりますから、このことは触れませんが、そういうものとは全然性質を異にしておるのでありますから、その点に對して一部労働側で御不安があるならば、どうか一つ、その点淹井岡本両氏から十分分解明されたいのであります。政府の意図するところはそういうところはないのであります。これはこういうふうにすることで公平に行われ、りっぱに行われるという建前で考えておりますだけであります。別にほかに他意は少しもございません。どうぞその点御了承ないいただきたいと思います。

○富樫(鶴)政府委員 法律論でございまますから私から御答弁いたします。こ

の労災保険は、申すまでもなく先ほどから、大臣が申し上げておりますように、第一次的には労働基準法に基く使用者の無過失責任といふのに根源を発しておるわけあります。その基準法といふものは、この無過失責任を含めて、憲法上は第二十七条の二項に掲げております。一つの会社が一度に災害が起つて、何百万円、何千万円といふ損害が出る、これではつぶれるから、そういうものはふだんから保険料を出し合つて、それは政府が管掌してやる。ですから憲法の法律の筋道からいふと、二十七条の方に当てはまる。ただ経済的あるいは相手方の労働者の保護ということにつきましては、社会性も相当あるから、あるいはこの憲法を離れて、社会保障という理論を含めて、その意味をきわめて広義に解釈するならば、あるいは社会保障といふうに呼ぶ学者もあるようですがございます。

れていくのです。ところが労災でやらうふうな人はおりぱらばらなんです。しかもその人たちは、自分たちの給付の引き上げを要求するような力もなければ能力もないのです。従つてそういう人たちに対する給付の引き上げとか増額とかいうものは忘れられがちになる。だから、そういう点はあなた方も声なき声を十分考慮して、仕事のために不自由ながらになつて、しかも食うや食わざの生活をしていかなければならぬという人のことをよく考えて今後保険の運営をやつていただからなければならないということです。そこで、もし財政的な窮屈が来たとすれば、保険者の意向がくまれず、この審理の運営が公平でないといふようなおそれも出てくるということが一つ。その次に私が憂えるのは、審査が事務的になり過ぎるということを心配する。この審査に出てくる場合のものは大がい却下されているのです。却下されるというものの中には、大臣も御承知だらうと思うのですが、いわゆる外傷神経症というものがあります。別の名をレンテン・ノイローゼとも言いましょうか、つまり補償制度とかそういう社会保障制度が進歩して参りますと、自分はこの障害がある限り補償を受け取る権利があるのだというよくなことから、今度は逆に神経症になつてなかなかおらない。これは、その人自身主觀的にはなおりたいと思つてゐるのだけれども、潜在意識のどこかに補償が受けられるという氣持があるので、それが一種の妙な脅迫意念になつて障害がなかなかおらないのであります。だからとんでもないところが痛ん

だり、からだが不自由になつたりする。それは一つの制度が生む病氣であつて、必ずしもその人個人の不心得が生んでいる病氣ではないのです。ですから、それは現実にある文明病の一種なんですね。そういうような外傷神經症といふものは、全部却下されている。しかしその人たちは賠償をとりたいのではから、それでなおらない。だからといって、不幸な人なんです。だからといつて私は、その外傷神經症に対して補償止めと言ふのではありません。けれども、外傷神經症であるかないかといふ判定といふものは非常に困難なんです。そのことは、實際の仕事に当つております。おられる標準局の方はよく御存じだと想うのです。その困難な判定をやつてしまふたてで、私はやはり百人の中の一人でも眞実に悪い人が補償を受ければならないといふふうなことがあってはかわいそうだと思うのです。だからこの審査といふものは、やはり厳重に綿密に、手を尽して審査をしなければ氣の毒な人が出てくると思う。そういう意味においては、この審査会で年に二百件も扱うということは、私は不可能に近いと思う。もしも年に二百件も扱うといわれるなら、これは全く一片の事務処理に終る。これも外傷神經症、されども外傷神經症だ、全部そんなことで血も涙もなくはねていくと思います。とにかくその診断に当つたすべての医師について聞く、またその本人を呼び出してその事情をよく聞く、あるいは事業主またその周辺の人々に、その患者の日ごろの生活態度等いろいろなことについて聞いて、総合的に判断をしなければならないと思う。そこで

ないところは血も涙もないよろこばず。ばん簡単に処理されいく心配がある。そして血も涙もない連中ほど事の能力がきわめていいということになると、では困る。これは事務が済済して、どうもこんな機構じゃとても審査できません、もっと事務機構をふやしてもらいたい、もっとこのためには出張しなければならない、旅費も要りとす、日当も要りますというふうなことにならなければ、私はこの法のよつてはうつて生れてきた精神というものはない。全く生ききてこないと思います。そういう意味において、私は今の大臣の任命にはどうしても公正な運営が期待されないという点を心配するのであります。私の言う意味にわかつていただけますか。

者が納得して解決されております。り二百件が審査会にかかるのであります。すが、今回の扱いにおきましては、査官の段階において労使の代表委員会に参画いたしますので、私どもの期待しては、審査会に残る二百件は、今新制度で審査官の段階でそのうち部分が解決されるのではないか。あるいは関係者の申し立てによりまして参考人を呼ぶ、関係人を呼ぶ、あるいは医師の診断を受けさせると、うに、法律制度的にそういう公正を確立する制度を保障的に設けてあるのであります。どうかいたしますと、従来の地方ごとにあります三者構成制度が、公正を欠くと申しますか、何か妥協的に、ある県の審査会はこれを業者と認める、あるところの審査会は業務外と認めた、そこで打ち切りになつてどうにもならないというのが中央におきましてそういう参考人、関係人、医師の診断ということをみ合せまして、各府県はららの扱いのないよにする、ここに相当の進歩、改善がなさるといふうに私ども考えておるわざでござります。

○佐々木委員長　午後零時二分休憩

午後三時十二分開議

○佐々木委員長　休憩前に引き続きして会議を再開いたします。

午前中の質疑を続行いたします。

本題一覧。

○岡本委員　この際、提案理由の説書の中に「中央の審査機関がないたるに審査の統一ある遅延に欠ける点がありました」という言葉がございまが、これをもう少し具体的に御説明いたいのであります。

○富権(綱)政府委員　いろいろ雑多な事例がございまして、一々ここで申し上げかねるのであります。たとえば、ある病気につきまして一般的にはこれ業務上とは認められていない、大体県の審査会でもそういうふうに見てゐる、ところがある県の審査会におきましては、その審議の過程は私存じませんが、あるいは実質問題としての同様論といったようなものがかみ合されませいか、それが業務上になる、あるいは一体普通重役は雇用労働者かといふ、のような問題になると、これもまた一帆論的には社会重役は雇用労働者じややない、そういうようなものが何か理屈をつけて反対する動きをこちらに、

ないところは血も涙もないよろしくはない。ばん簡単に処理されいく心配がある。そして血も涙もない連中ほど事務能力がきわめていいということになると困る。これは事務が渋滞して、どうもこんな機構じやとても審査できません、もっと事務機構をふやしてもらいたい、もつとこのためには出張しなければならない、旅費も要りますといふうなことにならなければ、私はこの法のようになつて生れてきた精神というものは完全に生きてこないと思います。そういう意味において、私は今の大臣の任せではどうしても公正な運営が期待されないという点を心配するのであります。私の言う意味はわかつていただけますか。

者が納得して解決されております。り二百件が審査会にかかるのであります。すが、今回の扱いにおきましては、査官の段階において労使の代表委員会に参考いたしますので、私どもの期待しては、審査会に残る二百件は、今制度として十分な各種の規定が抜けおりますものを、今回の法案におきましては、審査会が必要に応じましてあるいは関係者の申し立てによりまして参考人を呼ぶ、関係人を呼ぶ、あるいは医師の診断を受けさせるといううに、法律制度的にそういう公正を保する制度を保障的に設けてあるのであります。どうかいたしますと、従来の地方ごとにあります三者構成制度が、公正を欠くと申しますか、何か協的に、ある県の審査会はこれを業上と認める、あるところの審査会は業務外と認めた、そこで打ち切りになつてどうにもならないというのが中央におきましてそういう参考人、関係人、医師の診断ということをかみ合せまして、各府県はらばらの扱いのないようにする、ここに相当の進歩、改善があるというふうに私ども考えておるわけでございます。

ことが、かねてから始終問題になつておる、こういうことでござります。

○佐々木委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○佐々木委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後二時十七分休憩

午後三時四十九分開議

○中川委員長代理 休憩前に引き続き会議を開いたします。

質疑を続行いたします。岡本君。

○岡本委員 先ほどの御答弁で、非常にケースが多いのを各都道府県の委員会でもつてまちまちな裁定を下す、そ

の間に一貫性あるいは統一がないから、それを統一したい、こういうふうな御意見です。なるほどそれはわかるのです。だからこちらの府県では却下され、それと同じケースがこっちでは取り上げられるようなことがあつてはいかぬから、ある一貫性を持たずよう

な統合機関がほしい、そういう意味においての機関を設けることには私はちつとも反対いたしません。そういう

意味において、中央にそういうふうな統合をするよう、一つの統制を保つための機関としての委員会をお

作りになることは私も賛成なんです。しかしながらそれを作るために今度は被保険者受傷した人が、たとい三人でも五人でも非常な不利益を負うようなことはあつてはならない。そのためには地方に在来あつた審査会をなぜ残しておけないのか。

〔中川委員長代理退席、委員長着席〕
それを残しておいてそこで十分意見を

聞いてやるべきだ。ただ事務官の事務的な処理であつて片づけて、それで不服のある者は中央審査会に申請すると

いうことになりますと、不服の申し立てをいたしましても、現実に手を失い足を失つて歩くのも不自由なんですか、生活はむずかしいのです、生活上貧しい者がどうして旅費を工面するのか、どうして宿費を工面するのか。そ

して東京へ出て参りましても、今度は自分の口では、そういう委員の人に会つて十分意見を述べるだけの能力を持つたない。そういう人のために、だからこそ裁判だつて弁護士があるんです。日実際役所に来て大きな建物に入つて、大きないすの前にでんとすわっている

とやる。行政教養の段階だけで、監督署長、審査官、審査会、こういうふうに重なりますことはかえっていかがか

と思われます。在來の他のそういう行政教養の段階では全部が二審制ということになっております。そこで監督署

といたましては事務的あるいは法制的な扱いをいたしますれば、この他に条例のないものを他の例と同じことにすればよかつたのですが、たゞ

ま岡本先生の仰せられるよくなことも考えまして、そこで審査官の段階にこの労使の代表委員をつけまして、この

人方に弁護士の役割りをして、ただく、從来三千件のうち二千八百件まで

は弁護士がつかずに審査官のところで全部制服されておったのを、全部代表

参画といいますか、俗にいふと弁護士のよう人もついていく、そういうたし

ますれば審査会で残つた二百件を相当

しかもそれを却下されたら裁判まで

持つていくというのはなかなかの心臓

出なければならぬが、それでは泣き寝入りになつてしまふ。それを申請して、

かわいそうな人が今度は地方で、はねられたら取りつくしまがない。東京に

がふるえるんですよ。そういうような

人にはいないんです。前に出たらからだ

なつてやつとなんです。そうでもなけ

ればなかなかあなたの方にものを言える

しみ込んでいる。あなたらの前でそこ

そこにものが言えるのは、私ら程度に

なつてやつとなんです。そうでもなけ

ばねから、あるはかるはかるはかるは

かぬから、あるはかるはかるはかるは

かということを一つお聞かせ願いたい。

○宮澤(総)政府委員 まことにごもつともな御意見でございます。一方におきましてまず監督署長が決定をして、それから審査官の段階、さらに地方の審査会、今度は中央、こういたしましてようやく終結する。場合によつてはさらには裁判所に行って第一審、第二審

とやる。行政教養の段階だけで、監督署長、審査官、審査会、こういうふうに重なりますことはかえっていかがかかる

と思われます。在來の他のそういう行政教養の段階では全部が二審制ということになっております。そこで監督署

といたましては事務的あるいは法制的な扱いをいたしますれば、この他に条例のないものを他の例と同じことにすればよかつたのですが、たゞ

ま岡本先生の仰せられるよくなことも考えまして、そこで審査官の段階にこの労使の代表委員をつけまして、この

人方に弁護士の役割りをして、ただく、從来三千件のうち二千八百件まで

は弁護士がつかずに審査官のところで全部制服されておったのを、全部代表

参画といいますか、俗にいふと弁護士のよう人もついていく、そういうたし

ますれば審査会で残つた二百件を相当

しかもそれを却下されたら裁判まで

持つていくというのはなかなかの心臓

出なければならぬが、それでは泣き寝入りになつてしまふ。それを申請して、

かわいそうな人が今度は地方で、はね

られたら取りつくしまがない。東京に

がふるえるんですよ。そういうような

人にはいないんです。前に出たらからだ

なつてやつとなんです。そうでもなけ

ばねから、あるはかるはかるはかるは

かぬから、あるはかるはかるはかるは

かぬから、あるはかるはかるはかるは

査官のときには労使双方の代表者の意見を徴することができるような制度になつておるからそれでいいぢやないかと思ひます。また監督署長が決定をして、その労使双方の代表者には関係者及びその労使双方の代表者には通知を受けたところによつては、なるほど審査官は審査の請求を受理したときには関係者及びその労使双方の代表者には通知を受けたところによつては、なるほど審査官は義務を負うております。しかしながら意見を聞かなければならぬという義務は負う

かない。つまり通知を受けたところによつては、なるほど審査官は義務を負う

ております。しかしながら意見を聞かなければならぬという義務は負う

かない。つまり通知を受けたところによつては、なるほど審査官は義務を負う

かない。つまり通知を受けたところによつては、なるほど審査官は義務を負う

かない。つまり通知を受けたところによつては、なるほど審査官は義務を負う

かない。つまり通知を受けたところによつては、なるほど審査官は義務を負う

に審査に当つております。やはりその人たちが人道主義といふものを持っておるからだらうと思います。会議へ一回出席すれば半日つぶれる。しかも三件審理するだけで半日つぶれる。半日頃も知らない人のために一生懸命いろいろ複雑なことを考えて、しかもそれでもつて交通費の実費だけで、全然無報酬で毎月きちんと出て審議をやつているのです。私はこの審査に關係しない限りも知らない人のために一生懸命いろいろ複雑なことを考えて、しかもそれがならないという審査官は義務を負う

ております。しかしながら意見を聞かなければならぬという義務は負う

設けて統制するということに御賛成いただき、かつた場合に何段階になつてもまずいだらうということをかるというふうに仰せいただきまして、大へん心強く感するわけでござりますが、ここに書いてあることは、通知をする、来るなら来なさい、意見を述べるなら聞いてやろう、そういうような心持で書いたのはございません。できるだけ意見を開いてやる。ただこの法律上、従来は二百件にしばられておった事案でござりますれば別ですが、ここに書いてあることは、通知を置いて、今のような心持をそういうふうに表現した、こういうことで定める。ここに総括的に根據規定を置いて、今のような心持をそういうふうに表現した、こういうことで定めます。

○富樫(總)政府委員 法的に申しますと政令なり何なりでこまかく書こうということは各条文にもござりますが、締めくくりといたしまして二十三条に、「この章に定めるものほか、審査の手続に關し必要な事項は、政令で定める。」ここに総括的に根據規定を置いて、今のような心持をそういうふうに表現した、こういうことで定めます。

うものを完全無視した話だと思うのですが。あらかじめ一べん、こういうふうなことを考へておられるが、あなたの方はどいいと思うのですが、あなたの方はどうぶん来てもらつて御苦労さんでした。が、今までの方がいいと思ふになるか、あるいは私はこうした方が運営上お作りになるのが筋道であり、またそこにはほんとうの道義というものは私があると思うのですが、それについて、委員の人は実際にこれは耳に水なんですね。通知を受けてあつとびっくりなんです。そういうことについてあなた方はどういうふうにお考へになつたらっしゃるのでしょうか、一つ御意見を承りたい。

○村上(茂)政府委員 御質問の点まことにございましたが、私もどいたしましてはおもな県につきまして内々意図を調査するということはいたしておりますが、特に中央の審査会の関係につきましては、審議会の委員であつて審査会の委員をされておる方にもございましたので、そういう方々の御意向も考えまして、その及ぼす影響といったものについての御意見を拝聴したい。こういうふうに考えていろいろ御意見を承わつたわけでございましてはそういう点は十分了承できることであります。ただ制度の改廃については、その使いはなしでよいと捨てるといふような非人情なことはどうかといふお話をございますが、気持といつてしまつてはそういう点は十分了承できました。おおきな改廃があるのであります。ただ制度の改廃に当つてのものでござりますので、そりいつた際にはかかるべくできるだけの措置をいたしたい。おまよに存じてお

○岡本委員 なお最後に一点お聞ききておきたいのですが、先ほども瀧井先生が言われましたが予算の問題です。事務費が百十三万円、人件費が二百八十八万円である。ところで二百件が中央に集まつて参りましたて、それをはじめて審査しようとするのに、これでもう妥当であるかどうか。逆にいいますと、この事務費を見ると、審査をしようとするとのにどういう審査でやつてこうという計画かといらあなた方の構想がわかると思うのです。全然意見を聞く気がないのです。少くとも個々のケースを聞くのに、たとえば、職場で倒れたとします。その倒れたことが業務上か業務上でないか、倒れてどんと頭を打つて意識を失つた。そうして二、三日して死んだというふうな事件があつたとしましようか。かりに見た医師がそれを最初に脳出血といふうに診断をつけたとします。そうするとそれは業務上でなくなるのです。しかし脳震盪という診断をつけたら業務上になるのです。仕事をしていくすべつてとんと倒れたというのであれば、かりに過失であらうと業務上になる。そういうことになると、そのときに診断した医師、あるいは医師を転々として二人、三人と交えたとするならば、そのすべての医師からその診察した当時の状況を詳しく聞かなければならぬ。その次には当時現場にいました目撃者に倒れたときの状況をまたよく聞かなければならぬと思うのです。頭を打つたか打たないかということが非常に大きなキー一・ポイントになると思う。そして死体解剖をしてあれば問題はないのですが、死体解剖をしてな

ければ、事実すべつてこけてほんと頭を打ちますと、スイカのたなを落してるように脳が断裂するのです。脳が断裂しますと、そのためには脳軟化症を起して脳出血と同じ症状でこんこんと眠ってしまうのです。まあこれはどちらかといふことを認定するのには非常な金がかかると思います。たとえば一件だけだって大勢の人を呼んでくるのに旅費がかかる、出張すれば出張旅費がかかる。それ一件だってやはり十万や二十万の金は吹っ飛ぶと思うのです。だから百十三万の金で何件の事実審理をやる腹なのか私にはわからないのです。少くも一百件について事実審理をやれば、この中の半分がかりに審査のために直接関係者の意見を徵するためには必要な金が必要となるとしても、わずか五十万円の金では、何件についてそういう審理ができるかということです。だからこの金額から見ていくと、これはすべて書類審理だけで終るので、事実審理なんか全然やる気がないのだということをはつきり示していると思ふのです。そこで問題を逆に振り返りますが、第一回の労働基準局の決定に対して不服だというので地方の審査官にかかる、審査官はろくすっぽほかの人の意見も聞かずにはんとはねた、今度は中央で書面だけであつさり片づけられるというようなことで、その中にもじつて事実ほんとうに補償しなければならない氣の毒な人が、一片の官僚の無慈悲な裁定のために、遺族が泣かなければならぬ、あるいは一生不運で困らなければならぬということが出てくると思うのです。死んでしまえばあの生活の問題はないかもしけませんが、かりにそれで中風と同じよ

うな状態になつた、半身不随になつた
というようなときにはどうする。そういう
点あなた方は、事務の簡素化とい
うとどうしたら簡単に処理できるかと
いうことだけをお考えになって、実際
の個々のケースをどうして親切に取り
扱つてやるかというあたたか味がな
いように思うのです。その辺について
労働大臣はどうお思いになりますか、
一つお考えを承わりたい。

○倉石国務大臣 政府委員からお答え
いたさせます。

○村上(茂)政府委員 ただいま予算の
点につきまして、いろいろ御指摘がござ
いましたが、お話の点は二つに分れ
ると思うのであります。第一の段階と
いたしましては審査官の段階でござい
ます。ただいまお話をのように、事故が発
生いたしました。それが業務上である
か業務外であるかといった問題が起り
ますのは、審査官の段階であるかと存
じますが、そいつた点につきまして
予算的に見ますと、従来ありました制
度でございますので、従来の実績に基
きまして、予算としてはほぼ従来同様
の予算が来年度も組まれておるわけで
あります。問題になりますのは、今回
新たに設置されます中央の審査会の問
題であるとかと存じますが、中央にそ
の事案についての再審査の請求がござ
いました場合に、証人あるいは鑑定人
が出頭して鑑定をしていただしたり、
あるいは證言していくだくということ
もありましようし、あるいは現地調査
のために審査会のために審査会の委員
が直接出向いて調査をするというよう
な案件もあるかと存じます。一応予算
的にはそういういろいろのケースを
予定いたしまして、証人費用旅費とか

あるいは日当旅費とか、そういった旅費も若干でございますが、計上いたしておるわけであります。なお予算的にこれは十二ヵ月の計算でございません。年度の当初からこの審査会が起きたことは、困難であると存じますので、施行期日を政令で別に定める、こういうことにいたしておりますので、十二ヵ月予算としますれば若干少い、かように思われる点がござります。

○岡本委員 これは十ヵ月でしよう。
○村上(茂)政府委員 一応十ヵ月ということで、予算を編成いたしております。

○岡本委員 問題は地方で審査会がなくなると、勢い中央へ不服が持ち込まれたときに、旅費日当が非常に膨大なものになつてくる。だから地方でも十分意を尽して、中央へ出てくるものは少くしなければならない、それからまた中央でもつて十分意を尽すためには、地方でもつて審査会の制度を残さなければならぬという考え方を私は持つのです。この今度の法案によりますと、地方での従来の審査会といふものではなくなる。私は中央で審査会をお持ちになるのは決して反対はいたしません。しかしながら地方の審査会をなくすということは反対です。だから私の方の党では、これは残してもらいたいという意向を持つておりますので、修正の意見を出したいたと思うのですが、その節には、労働省の方も原案を固執するという狹量な態度に出られないで、心より民の声を聞くという雅量を持っていただきたいということをお願いしておいて、私の質問を終ります。

時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局